

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年9月12日

福島県中地方振興局長 貝羽 敦司

1 入札に付する事項

(1) 買入れをする物品等の名称及び数量

液状凍結防止剤（オートカマグ液G型）単価購入契約

予定数量 24,000ℓ

(2) 買入れをする物品の仕様等

酢酸カリウム比重1.2 凝固点-43℃カマグ液

(3) 納入期限

契約締結日から令和8年3月31日までの期間で福島県中建設事務所長、福島県三春土木事務所長、福島県須賀川土木事務所長又は福島県石川土木事務所長が指定する日

(4) 納入場所

ア 県中建設事務所

国道294号 勢至堂トンネル（郡山市湖南町三代地内 予定数量 1,000ℓ）

国道294号 三王坂トンネル（郡山市湖南町三代地内 予定数量 1,000ℓ）

国道294号 多田野トンネル1号（郡山市逢瀬町多田野東只子地内 予定数量 1,000ℓ）

国道294号 多田野トンネル2号（郡山市逢瀬町多田野東只子地内 予定数量 1,000ℓ）

県道小野郡山線 海老根1号（郡山市中田町海老根地内 予定数量 1,000ℓ）

県道小野郡山線 海老根2号（郡山市中田町海老根地内 予定数量 1,000ℓ）

県道小野郡山線 柳橋1号（郡山市中田町柳橋地内 予定数量 1,000ℓ）

県道小野郡山線 柳橋2号（郡山市中田町柳橋地内 予定数量 1,000ℓ）

県道小野郡山線 下枝1号（郡山市中田町下枝地内 予定数量 1,000ℓ）

県道小野郡山線 下枝2号（郡山市中田町下枝地内 予定数量 1,000ℓ）

県道長沼喜久田線 逢瀬公園1号（郡山市逢瀬町河内西長倉地内 予定数量 1,000ℓ）

県道長沼喜久田線 逢瀬公園2号（郡山市逢瀬町河内西長倉地内 予定数量 1,000ℓ）

イ 三春土木事務所

国道288号（田村市船引町笹山地内 予定数量 2,000ℓ）

国道288号 大柳橋付近（田村郡三春町大字熊耳地内 予定数量 2,000ℓ）

国道288号バイパス 県道門沢三春線との交差点

（田村郡三春町大字熊耳地内 予定数量 1,000ℓ）

国道288号 常葉町・都路町の境（田村市都路町岩井沢地内 予定数量 1,000ℓ）

県道郡山大越線 向山橋付近（田村郡三春町大字西方地内 予定数量 2,000ℓ）

ウ 須賀川土木事務所

県道古殿須賀川線 小枝橋付近（須賀川市小作田字小枝地内 予定数量 2,000ℓ）

エ 石川土木事務所

国道118号 鹿ノ坂交差点付近（石川郡石川町字鹿ノ坂地内 予定数量 2,000ℓ）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 開札日が属する年度において有効な福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 **令和7年9月30日（火）午後5時まで**
- (2) 提出場所 郵便番号963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
福島県県中地方振興局出納室出納課
電話番号 024-935-1478

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場 所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県県中地方振興局出納室ホームページにおいて公開する。

イ 期 間 令和7年9月12日（金）～ 令和7年9月30日（火）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 **令和7年10月24日（金）午後1時10分**

イ 場 所 **福島県郡山合同庁舎仮設庁舎2階 第2会議室**

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県中地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 そ の 他

- (1) 入札方法

入札書には、10あたりの単価を記入すること。ただし、当該単価は購入物品の本体価格のほか、輸送費・保険料など納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、代金の支払い額は、契約金額に購入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

提出された入札書の単価を比較し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県中地方振興局 出納室 出納課

電話番号 024-935-1478

ファクシミリ 024-935-1499

電子メール kenchu.suito@pref.fukushima.lg.jp